

総務関係<つづき>

8	消防団組織	4 市町村の組織・階級に違いがあります。合併時、新市において組織を統一します。 概要 名称：佐久市消防団 階級：消防組織法に基づき 7 階級とする 【団長 1 名・副団長 7 名・分団長・副分団長・部長・班長・団員】 組織：本部にラッパ隊・音楽隊を置く 幹部は班長以上とする（幹部の任期は 2 年、重任は妨げない） 組織体系については合併前に各消防団と協議する
9	消防団員数	4 市町村とも定数の見直しを実施中、若しくは実施予定です。 合併時までにそれぞれ見直しを行い新市の消防団に引継ぎます。 合併後も類似団体や地域の実情を考慮しながら団と協議し見直しを図ります。 平成 14 年度団員数 佐久市 1,186 人 臼田町 300 人 浅科村 254 人 御代田町 350 人 計 2,090 人
10	消防委員会	佐久市・浅科村・御代田町が設置しています。合併時、新市において設置します。

民生関係

11	低所得世帯医療資金貸付事業	佐久市が実施しています。合併時、佐久市の例により実施します。 概要 医療費の支払困難な世帯に対し、必要な医療資金の貸し付けを行う																																																																																
12	国民健康保険高額医療費資金貸付事業	4 市町村とも実施していますが、貸付額・運用制度に違いがあります。 合併時、制度を統一して実施します。 《貸付額》 高額療養費支給見込額の 100 分の 90 に相当する額																																																																																
13	国民健康保険税の賦課	4 市町村とも実施しています。 合併時、佐久市の例により統一します。また、新市において速やかに税率の見直しを行います。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村名 項目</th> <th colspan="2">佐久市</th> <th colspan="2">臼田町</th> <th colspan="2">浅科村</th> <th colspan="2">御代田町</th> </tr> <tr> <th>医療分</th> <th>介護保険分</th> <th>医療分</th> <th>介護保険分</th> <th>医療分</th> <th>介護保険分</th> <th>医療分</th> <th>介護保険分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額</td> <td>6.1%</td> <td>0.9%</td> <td>5.7%</td> <td>0.7%</td> <td>6.3%</td> <td>1.0%</td> <td>5.2%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>資産割額</td> <td>16.0%</td> <td>3.0%</td> <td>38.0%</td> <td>6.0%</td> <td>35.0%</td> <td>—</td> <td>18.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割額</td> <td>16,000 円</td> <td>3,400 円</td> <td>25,000 円</td> <td>5,500 円</td> <td>15,600 円</td> <td>7,200 円</td> <td>16,000 円</td> <td>5,800 円</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td>18,000 円</td> <td>3,600 円</td> <td>25,000 円</td> <td>3,700 円</td> <td>18,000 円</td> <td>4,800 円</td> <td>18,000 円</td> <td>3,500 円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>530,000 円</td> <td>70,000 円</td> <td>530,000 円</td> <td>70,000 円</td> <td>530,000 円</td> <td>70,000 円</td> <td>530,000 円</td> <td>70,000 円</td> </tr> <tr> <td>軽減対象者最低額</td> <td>13,600 円</td> <td>2,800 円</td> <td>15,000 円</td> <td>2,700 円</td> <td>13,400 円</td> <td>4,800 円</td> <td>13,600 円</td> <td>3,720 円</td> </tr> <tr> <td>納 期</td> <td colspan="2">7 月より 8 期</td> <td colspan="2">5 月より 10 期</td> <td colspan="2">6 月より 8 期</td> <td colspan="2">6 月より 10 期</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名 項目	佐久市		臼田町		浅科村		御代田町		医療分	介護保険分	医療分	介護保険分	医療分	介護保険分	医療分	介護保険分	所得割額	6.1%	0.9%	5.7%	0.7%	6.3%	1.0%	5.2%	0.4%	資産割額	16.0%	3.0%	38.0%	6.0%	35.0%	—	18.0%	2.0%	被保険者均等割額	16,000 円	3,400 円	25,000 円	5,500 円	15,600 円	7,200 円	16,000 円	5,800 円	世帯別平等割額	18,000 円	3,600 円	25,000 円	3,700 円	18,000 円	4,800 円	18,000 円	3,500 円	課税限度額	530,000 円	70,000 円	530,000 円	70,000 円	530,000 円	70,000 円	530,000 円	70,000 円	軽減対象者最低額	13,600 円	2,800 円	15,000 円	2,700 円	13,400 円	4,800 円	13,600 円	3,720 円	納 期	7 月より 8 期		5 月より 10 期		6 月より 8 期		6 月より 10 期	
市町村名 項目	佐久市			臼田町		浅科村		御代田町																																																																										
	医療分	介護保険分	医療分	介護保険分	医療分	介護保険分	医療分	介護保険分																																																																										
所得割額	6.1%	0.9%	5.7%	0.7%	6.3%	1.0%	5.2%	0.4%																																																																										
資産割額	16.0%	3.0%	38.0%	6.0%	35.0%	—	18.0%	2.0%																																																																										
被保険者均等割額	16,000 円	3,400 円	25,000 円	5,500 円	15,600 円	7,200 円	16,000 円	5,800 円																																																																										
世帯別平等割額	18,000 円	3,600 円	25,000 円	3,700 円	18,000 円	4,800 円	18,000 円	3,500 円																																																																										
課税限度額	530,000 円	70,000 円	530,000 円	70,000 円	530,000 円	70,000 円	530,000 円	70,000 円																																																																										
軽減対象者最低額	13,600 円	2,800 円	15,000 円	2,700 円	13,400 円	4,800 円	13,600 円	3,720 円																																																																										
納 期	7 月より 8 期		5 月より 10 期		6 月より 8 期		6 月より 10 期																																																																											
14	任意給付金（国保事業）	臼田町・浅科村が実施していますが、対象者に違いがあります。 合併時、浅科村の例により実施します。 概要 被保険者が結核予防法第 34 条又は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 32 条の規定による医療を受けたときに、その自己負担額（医療費の 5%）を「結核精神給付金」として世帯主に支給する																																																																																
15	新入園児・新入学児童への交通安全用具配布	佐久市・臼田町・浅科村が実施していますが、対象者・配布用具に違いがあります。 合併時、対象者を小学校新入学児童、配布用具はヘルメットに統一します。																																																																																
16	公害防止条例に基づく指定事業届	4 市町村とも実施していますが、制度に違いがあります。 合併時、佐久市の例により実施します。また、指定業種については、現行のものを基本に統一します。 概要 公害発生の恐れのある事業を行う場合、及び公害発生の恐れのある施設を設置する場合、その 30 日前までに届出を行う																																																																																
17	生ごみ処理機・処理容器・堆肥化容器購入費補助金	浅科村・御代田町が実施しています。 実施町村においては合併時までに一定の普及が図られる見込みであり、他の処理方法も検討されているため、合併時、廃止します。																																																																																
18	衛生委員会	4 市町村とも類似の委員会を設置していますが、組織や活動状況に違いがあります。 合併時、佐久市連合衛生委員会・臼田町環境衛生組合連合会・浅科村環境衛生推進委員会・御代田町環境美化推進委員会を統合して新たな組織を設置します。																																																																																
19	環境審議会	佐久市・臼田町・御代田町が設置しています。 合併時、現行の組織を基本にして新たな組織を設置します。 なお、浅科村自然環境保護審議会・浅科村公害対策審議会・御代田町ごみ対策審議会についても、環境審議会に統合します。																																																																																
20	ごみ対策審議会	御代田町が設置しています。合併時、環境審議会に統合するため廃止します。																																																																																
21	自然環境保護審議会	浅科村が設置しています。合併時、環境審議会に統合するため廃止します。																																																																																
22	公害対策審議会																																																																																	